## 12. 子ども 110番の家

## 1 「子ども 110 番の家」は子どもの緊急 避難所

子どもが不審者に声をかけられたり、身の危険を感じてかけ込んだ際、子どもを保護し、警察へ通報してくれるのが「子ども 110 番の家」(地域により名称は異なります)です。

看板やステッカーが、目立つところに設置されていますので、事前に子どもと一緒に通学路などを確認し、知らない人にはついて行かないことを教えるとともに、「何かあったらそこに逃げ込む」ように教えてあげてください。なお、「子ども 110 番の家」は、一般の家庭であれば在宅時、お店であれば営業時間内しか対応できませんので、子どもには複数の避難場所を教えるようにしましょう。

(出典:「安全ガイドブック第4号」財団法人防犯協会連合会)

## 2 子ども 110番の家の役割

子どもたちが、

- ・不審者に後をつけられたとき
- ・危険にさらされたとき(例えば,車に連れ込まれそうになった乱暴をされた,脅された,ちかんの被害を受けたなど)
- ・友達が危険な状況にあるときなど身の危険を感 じたとき

に「緊急の避難場所」として駆け込み,一時的に 保護して,警察,関係機関,学校,保護者に通報す る活動を行っています。

#### 平素の心構え

#### 子どもとのコミュニケーションを大切に

平素から、登下校中などの子どもを見かけたら、気軽に声をかけ、「子ども 110 番の家」であることを PR しましょう。子どもたちと顔を合わせ、声をかけるごとに、コミュニケーションが育ってくるはずです。

#### ステッカー, プレートは目立つ位置に

「子ども 110 番の家」のステッカー, プレートは, 玄関先もしくは店頭の見えやすいところに貼ってください。子どもたちに「地域の人に守られている」という安心感を与えるほか, 犯罪を未然に防ぐ効果もあります。

#### プレートなどの位置は子どもの目線で

「子ども 110 番の家」のプレートの位置は、子どもの視線の高さにあるのが最適です。プレートが物の陰になっていないか、道路から見えやすいか等、よく点検して、子どもに見えやすい位置につけてください。

(出典:「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安 全部生活安全企画課)

## 3 子どもがが駆け込んできたときの対応

#### ① まず自分が落ち着いて

子ども達が避難してきた場合に、皆さん方が慌て てしまうと、子ども達はますます興奮してしまいま す。まずは皆さん自身が落ち着くことが大切です。

#### ② 子どもを建物の中に入れて入口の鍵を

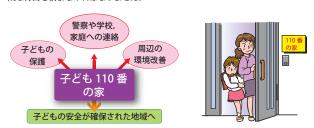
犯人が後を追いかけてくる可能性もあります。一 般家庭の場合は子どもを建物の中に入れ、皆さんの

# 12 子ども 110番の家 2 2 子ども 110番のいろいろ 2

「子ども 110 番の家」は子どもの緊急避難所として機能することで、地域の子どもたちの安全を見守り、防犯対策上重要な役割を担うボランティア活動です。

活動をしている住宅、商店などには、「子ども110番の家」(地域によって名称は 異なる)と書かれたプラカードやステッカー、旗などがとりつけてあり、子どもが駆 け込む目印となっています。

活動の内容としては、次の3点です。まず子どもが誘拐や暴力、痴漢などの犯罪やしつこい声かけ、自動車への連れ込み、後追い、交通事故などの被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子どもたちの保護です。次に事件や事故が発生したことを認知した場合の110番通報や学校、家庭への連絡です。そして、緊急の場合だけでなく、日常の生活の中で子どもが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見し、その改善のために各種機関へ連絡することも大切な活動です。それらの活動を行う際には、まず子どもたちのプライバシーに配慮し活動で知り得た秘密を守らなければなりません。また、被害の状況を無理に聞き出すことはせず、子どもの立場に立って思いやりのある対応が求められます。また、自分で犯人や不審者に立ち向かうような危険な行為も慎まなければなりません。



#### 「子ども 110 番」の種類と役割の理解

40

危険防止のため鍵をかけてください。コンビニ等の 場合は、事務所・バックヤードに保護し、子どもを 安心させてください。

#### ③ 子どもを落ち着かせて

避難してきた子ども達は、危険な場面に遭遇し、 興奮しています。子ども達に「もう大丈夫だよ」と やさしい言葉をかけたり、水やジュースを飲ませた りして落ち着かせてください。

#### ④ 何があったのかゆっくり聞いて

何があって避難してきたのか子どもに確認してく ださい。必要があれば、警察・消防や家族などがす ぐに来ることを説明して、子どもを安心させること が大切です。

(出典:「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安 全部生活安全企画課)

## 子どもから聞く内容

子どもの話の内容から,事件の疑いのある場合は、 以下のことを子どもから聞いて、110番通報して ください。

規準表〈43a〉 「子ども 110 番の家」の役割とその効果について理解している。 〈43b〉「子ども 110 番」に協力している地域の団体について理解している。 □□ ①子ども 110 番の家の役割を説明できる。

□□ ②子ども 110 番の家の効果や具体的な活動について説明できる。

③地域の子ども 110 番の家の実数、場所、実態などを把握と

□□ ①子ども 110 番に協力している地域@

説明できる。 ついてその 子どもが駆け込んできたら

いざ、子どもたちが駆け込んできたときには、まず自分自身が落ち着いて子どもを 家の中に入れて保護します。次に、体調やけがの有無などに気を配りながら、子ども に「もう大丈夫だよ」などと声をかけて安心させ、落ち着いて詞が聞ける静かな場所 に案内します。対応マニュアルなどを手たに用意し、そのマニュナルにしたがって、「聞 き取りメモ」に子どもからどのようなことが起こったのか聞き取り、内容をメモしま す。必要に応じて、110番や学校、家庭に連絡します。その際、「子ども110番の家」 である事を告げ、メモを見ながら落ち着いてわかりやすく伝えます。連絡後、警察や 学校関係者、家族の方が迎えに来るまで子どもを保護します。

「子ども 110番の家」はあくまでもボランティアの活動ですが、子どもの安全を守 るためには十分な数を確保することが大切です。また、地域の高齢化や核家族化に伴っ て「子ども 110 番の家」に指定されているもののその役割を十分果たしていない場 合もあるので定期的に参加状況を確認することが大切です。

#### **ジビデオ教材** (ビデオ→ 子ども 110番の家)

※ビデオを見て子ども 110 番の家の条件・対応・課題のポイントまとめてみましょう。

#### ■つかんでおこう!

警察署 Web サイト検索システ ムなどを利用し、「子ども 110番 の家」の事例を調べてみましょう。 http://www.kodomo-bouhan.jp/G4/

#### - Column -子ども 110 番の家の理想の条件は?

子どもがいつでも駆け込めるよう, 在宅時間が長 い家や商店,会社など比較的人がいる時間の長いと ころが条件としてよいでしょう。また、そういった 条件に合わない場合でも、ステッカーやプレート を玄関に掲げることによって犯罪に対する抑止効果 を期待できます。子ども 110 番の家に協力をして くれるお宅やお店にはマニュアルを配布するなどし 子どもが駆け込んできたときの対応について確 認をするとよいでしょう

41

- 事件の内容→「何があったのか」
- ② 日時・場所→「いつ,どこで(目標となる建物)」
- ③ 犯人の特徴→「年齢,身長,服装,人数,凶器 有無」
- (4) **車の特徴**→「車種. ナンバー. 塗装」
- (5) **逃走の方向**→「犯人が逃げた方向」
- ⑥ 子どもの名前等→「住所,氏名,学校名,学年, 雷話番号 |

(出典:「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安 全部生活安全企画課)

## 110番通報要領

警察本部の通信指令室の係官が対応しますので, 「子ども 110 番の家」であることを伝えます。まず はあせらず落ち着いて係官の質問に答えてくださ い。事件の内容を伝え、あなたの住所、氏名、電話 番号を告げてください。警察官や保護者がくるまで、 子どもを保護してください。

※事件の疑いがない場合でも、思いやりもって子ど も達に接しましょう。

状況によっては、一時的に場所を提供、保護者・ 学校への連絡, 救急車の手配など具体的に行動し, 問題解決してあげましょう。

#### 子供が病気・ケガをしている場合

子ども達がケガや病気で駆け込んできた場合、状 況によっては、119番通報して救急車を養成しま しょう。110番通報と同様、あせらず落ち着いて 係官の質問に答えてください。

#### ケガの場合

○ケガの部位、程度 ○ケガの原因

#### 病気の場合

○症状

※また、応急措置をとった場合はその旨も告げま しょう。

(出典:「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安 全部生活安全企画課)

### 「子ども 110 番の家」はじまりは岐阜県

平成6年4月, 岐阜県羽島市において, 小学校2年生の児童 (7歳)が、下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。 この事件を教訓として、平成8年3月、可児市今渡北小学校PTAが 中心となり、警察・地域防犯協会等と連携し、通学路周辺の理容院・ 美容院・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等が、「つきまとい」 や「声かけ」等の不安を抱かせる事案に対して、緊急避難先として子 どもを保護するとともに、警察への連絡等の措置を講じることにより、 事件の未然防止を目的に、「子ども 110 番の家」として、子どもに分 かりやすいステッカーを掲示したのが始まりです。

(出典:「広島県子ども110番の家お助けサイト」

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/anzen/110/index.html)